**賛助会員　退会届**

初年次教育学会会長　殿

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　年　　月　　日

団体名

代表者名

　初年次教育学会を退会いたしたく，「初年次教育学会　細則」第6条に従い，届け出をいたしますのでよろしくお取り計らいの程お願いいたします。

退会理由（差し支えない範囲でご記入ください）

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　以　上

＜備考：「初年次教育学会　細則」から退会に関わる部分の抜粋＞

（退会届による会員資格の喪失）

第６条　会員は，別に定める退会届を提出して，理事会で認められれば，退会することができる。その場合，退会届を提出した時点における当該年度の会費は免除されない。

２　会員資格消失の日付は，当該年度の3月31日となる。

（会費未納による会員資格の停止・喪失）

第７条　会員のうち，前年度までの会費を前年度中に完納していない者については，第４条に定めた会員の権利が停止され，大会での報告及び学会誌への投稿・掲載を認めない。

２　会員のうち会費納入を行わない者に対しては，学会誌の送付を差し止めることがある。

３　第４条に定めた会員の権利は，３年度を超えて会費が未納のときは取り消される。

４　会員資格消失の日付は，当該年度の3月31日となる。

５　本条によって会員資格を取り消された者の氏名・団体名は，「会費未納による退会者・退会団体」として，会誌や本学会ウェブサイトに記載又は掲載される。

６　第６条で定めた退会届けを出したとしても，当該年度の会費を完納しない限り，本条で会員資格を取り消された者と同じ扱いとなる。その場合の資格消失の日付は，当該年度の3月31日となる。

第８条　第６条及び第７条により会員資格を失った者が再入会を希望する場合，その理由を記した説明書を事務局に提出しなければならない。

２　再入会の申請があった場合，第２条により定められた会員の資格に関する基準に基づき，あらためて入会審査を行う。